

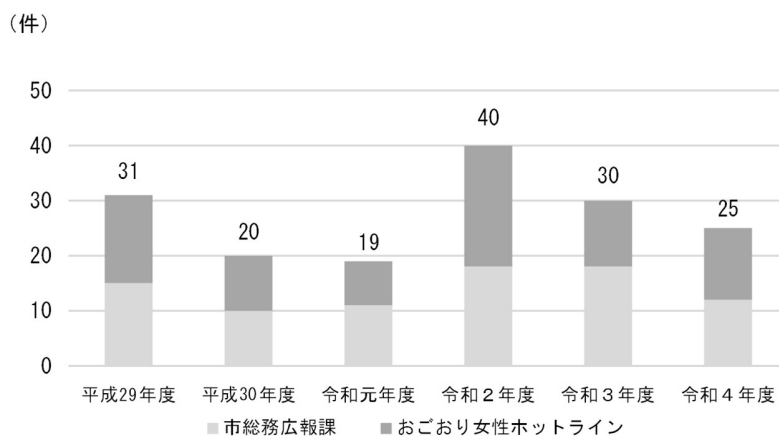
基本目標 2 誰もが安心して暮らせる環境づくり

施策の方向性 1 配偶者等からの暴力の根絶

現状と課題

- DV（デートDV※を含む）は、深刻な人権侵害ですが、家庭内や親密な相手との間で起こるものであるため、被害の状況が見えづらいものとなっています。
- DVは“殴る・蹴る”などの身体的な暴力だけでなく、“長時間無視する”などの精神的暴力、“生活費を渡さない”などの経済的暴力などさまざまなものがあります。どのような行為が暴力にあたるのか、正しい認識を定着させ、DVの加害者・被害者を生まないための意識形成が必要です。
- 子どもの目の前で配偶者や家族に暴力を振るう^{めんげん}面前DVは、児童虐待防止法により児童虐待の一つであると定義されています。子どもに直接的に暴力を振るっていないくても、DVを見聞きした子どもは精神的・心理的なダメージを負い、成長後もPTSD（心的外傷後ストレス障害）※などを発症することがあることを啓発する必要があります。
- 本市では、女性向けの相談電話として「おごおり女性ホットライン」を設置し、DVや性暴力を始めとする暴力行為や、家庭・仕事のことなど、生活上のさまざまな悩みを専門のスタッフに相談することができる体制を整えています。
- 本市におけるDV等相談件数は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、令和2年度に40件（おごおり女性ホットラインでの相談件数含む）となっており、直近6か年の中では特に多くなっています。

<DV相談件数の推移> ※再掲



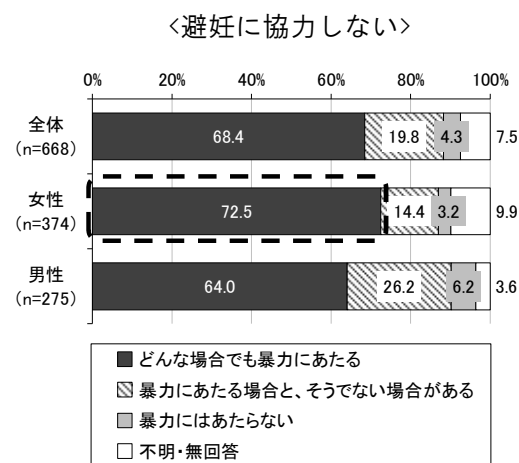
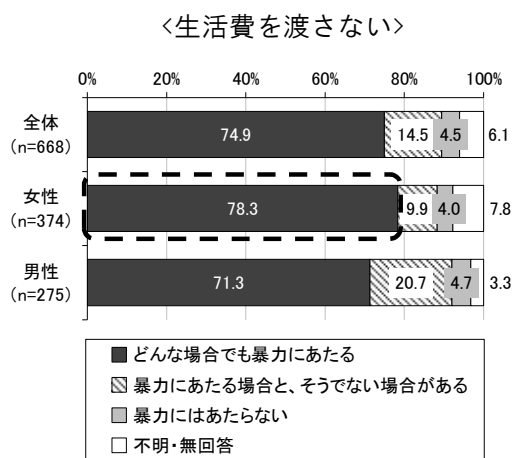
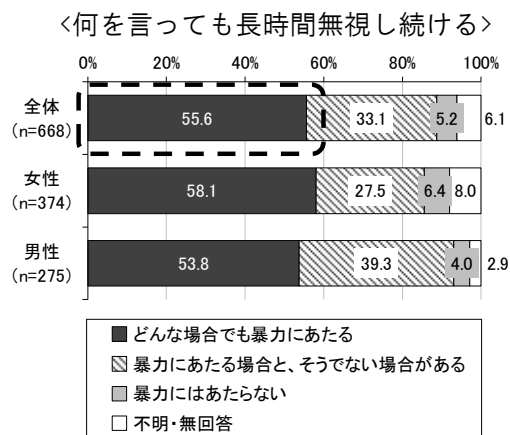
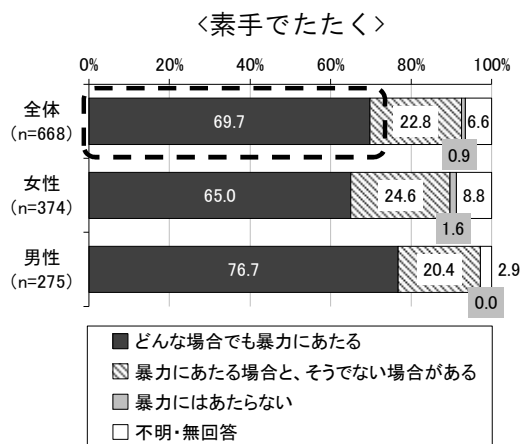
資料：小郡市 総務課（平成29年度～令和4年度）

※デートDV：DVの中でも特に交際している相手から振られる暴力のこと。

※PTSD（心的外傷後ストレス障害）：命や身の危険を感じるような危機に直面した後、そのことが何度も思い出されたり、不安や緊張が続く状態に陥る疾患のこと。

●市民意識調査によると、「素手でたたく」「生活費を渡さない」「避妊に協力しない」という行為を「どんな場合でも暴力にあたる」と認識している人の割合は約70%と高くなっています。一方で、「何を言っても長時間無視し続ける」という行為を「どんな場合でも暴力にあたる」と認識している人の割合は55.6%となっており、行為ごとの認知度に差が生じています。

＜以下の行為を暴力とみなすか＞

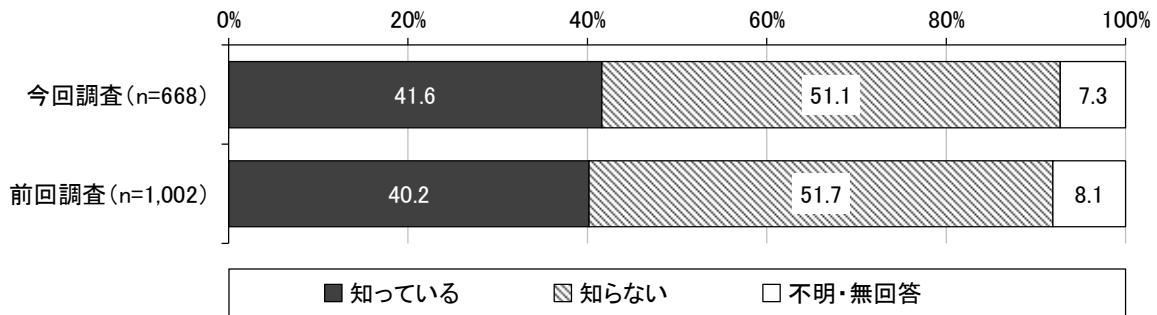


市民意識調査より

「素手でたたく」行為については、男性の方が「どんな場合でも暴力にあたる」と認識している人が多くなっています。その一方で、「生活費を渡さない」「避妊に協力しない」などの行為については、女性の方が「どんな場合でも暴力にあたる」と認識している人が多くなっており、行為の種類や性別によって暴力行為の認識に差がみられます。

●DV相談窓口を「知っている」割合は41.6%であり、前回調査（40.2%）と比較してほぼ同程度となっており、相談窓口の周知が大きな課題です。

＜配偶者や交際相手からの暴力について相談できる窓口を知っているか＞



市民意識調査より

相談窓口の認知度は、前回調査と比較すると、大きく変化していないことがわかります。

＜これまで暴力を受けたことがあっても相談しなかった理由について＞

回答の多い順から3つ

男性	回答率	女性	回答率
相談するほどのことではないと思ったから	60.6%	相談しても無駄だと思ったから	42.3%
自分にも悪いところがあると思ったから	36.4%	相談するほどのことではないと思ったから	32.7%
相談しても無駄だと思ったから	33.3%	自分さえ我慢すれば、何とかこのままでやっていけると思ったから	32.7%

市民意識調査より

- 身体的暴力などに限らず、“相手が恐怖心や不安を覚える行為はDVである”という正しい理解を持つことができるよう、周知・啓発に継続して取り組むことが必要です。
- 関係機関との連携を強化し、暴力等の人権侵害を根絶させる取組みの推進が重要です。
- DV被害者が悩みを一人で抱え込むことなく相談し、適切な支援へとつながられるよう、DVについての周知・啓発や相談窓口の周知を継続して行っていくことが重要です。

(1) 暴力の根絶に向けた啓発

DVなどの暴力による被害や、セクシュアル・ハラスメントによる人権侵害を防ぐため、啓発および実態把握に取り組みます。

No.	具体的施策	内容	担当課
1	暴力根絶に向けた啓発	<p>広報紙や学習会等を活用してDV防止法やストーカー規制法の周知を進め、DVやデートDV（交際相手からの暴力）の未然防止および根絶につなげます。また、子どもの前でのDV（<small>めんぜん</small>面前DV）は、子どもへの心理的虐待に該当し、心身の発達を妨げることになることについて周知を進めます。</p> <p>福岡県等と連携し若年層への啓発活動を推進し、暴力を容認しない意識の醸成を図ります。</p>	<p>総務課 子育て支援課 (こども家庭支援課)</p>
2	ドメスティック・バイオレンスの実態の把握	<p>ホットライン受託団体との情報交換や市役所への相談などでDVの実態・傾向を把握します。</p> <p>また、「DV被害者等支援庁内連絡会」を開催し、庁内での連携の強化、綿密な情報共有に努め、DV被害者支援につなげます。</p>	<p>総務課</p>
3	DV加害者への更生支援	<p>福岡県が実施する「DVをやめたい方の相談ホットライン」の周知を行います。</p>	<p>総務課</p>

(2) 被害者支援体制の整備

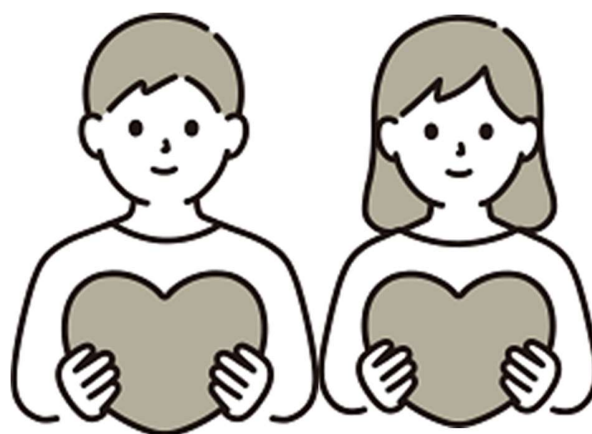
DV被害を受けた人が安心して相談や支援を受けられるように、支援体制を整備します。

No.	具体的施策	内容	担当課
1	子を持つ被害者の自立支援	こども家庭支援センターでの子育て相談や母子・父子自立支援員のひとり親相談を通じて、DVの早期発見に努め、適切な支援を行います。	子育て支援課 (こども家庭支援課)
2	おごおり女性ホットラインの活用	DVやセクハラ、家庭問題などのさまざまな女性の悩みに対して相談員が対応する、電話相談「おごおり女性ホットライン」を実施します。	総務課
3	被害者の保護・支援	福岡県配偶者暴力相談支援センター等との連携のもと、一時保護や母子生活支援施設への入所などDV被害者への支援を行います。 また、DV被害者の自立につながるよう適切な情報提供・支援を行います。	総務課 子育て支援課 (こども家庭支援課)
4	関係機関・団体等との連携による被害者の早期発見	医療関係者や民生委員・児童委員、保育・教育関係者など、配偶者等からの暴力を発見しやすい立場にある機関・団体等と連携を深め、DV防止法や相談窓口などを周知し、被害者の早期発見に努めます。	総務課

【数値目標と達成度】

暴力に関することについて

項目	R4年度 現状値	R15年度 目標値
暴力に関する相談窓口について「知っている」割合	41.6%	70.0%
夫婦や交際相手の間で次の行為は、「どんな場合でも暴力にあたると思う人の割合」 ①「素手でたたく」 ②「何を言っても長時間無視し続ける」 ③「避妊に協力しない」 ④「生活費を渡さない」	①69.7% ②55.6% ③68.4% ④74.9%	①～④全て 80.0%
DVの被害を受けたことがあると回答した人のうち、誰にも相談しなかった人の割合	53.9%	30.0%

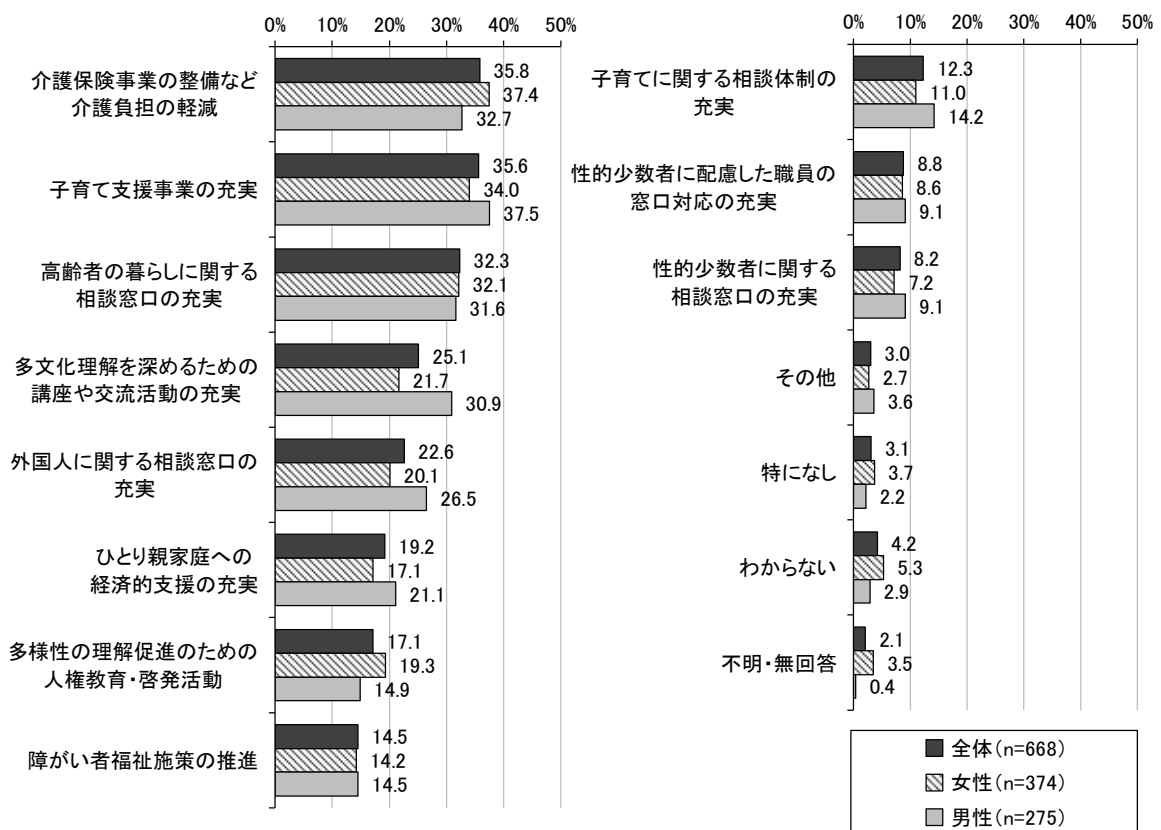


施策の方向性 2 生活上の困難や人権課題に対する支援

現状と課題

- 本市には、子育て世帯や高齢者、障がいのある人、外国にルーツを持つ人、性的マイノリティの人など、さまざまな市民が暮らしており、それぞれが抱えている悩みや生活上の困難は多岐にわたります。不安定な社会経済や物価高騰等の影響により、生活上の困難を抱える人のさらなる増加も懸念されます。誰もが安心して幸せに暮らすことができるよう、多様なニーズに対応できる支援の充実が求められています。
- 性的指向や性自認に関わらず、全ての人がお互いの人権を尊重し合いながら共生する社会の実現が求められています。
- 市民意識調査によると、行政が力を入れていくべきと思うことについて、「介護保険事業の整備など介護負担の軽減」や「子育て支援事業の充実」など、多様な生活支援が求められています。

<行政が、今後力を入れていくべきと思うこと>



市民意識調査より

- 経済的な困難を抱えている家庭に対しては、経済的支援に加えて、関係機関とも連携し、積極的な自立支援を行うことが重要です。
- 高齢者や障がいのある人については、きめ細やかなサービスの提供等の支援を行い、生活課題の解消に努めることが重要です。
- 外国にルーツを持つ市民に対しては、やさしい日本語による情報提供に努め、多文化共生の取組みを推進していくことが求められています。
- 性的マイノリティの人が、「性的指向」や「性自認」を理由とした差別を受けることがないように、理解促進や啓発活動が必要です。

(1) ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭が安心して生活を維持できるための自立支援・子育て支援等を推進します。

No.	具体的施策	内容	担当課
1	ひとり親家庭等へのきめ細やかな支援	ひとり親家庭の経済的自立を支援するために、ひとり親家庭等医療や児童扶養手当、その他給付金等の支援制度についてきめ細やかな情報提供を行い、円滑に各種手当等を支給します。	子ども育成課
		ひとり親家庭が確実に養育費を受け取り、安心して子育てができるよう、養育費の取り決めに結ぶために要する公正証書等の作成および養育費保証契約の利用に要する費用について補助します。	子育て支援課 (こども家庭支援課)
2	母子・父子家庭への自立支援	母子・父子自立支援員を中心とした丁寧な相談事業を行うとともに、関係機関と連携し、自立支援につなげます。また、ひとり親家庭の相談窓口や支援制度について、効果的な情報発信を行います。	子育て支援課 (こども家庭支援課)

(2) さまざまな状況にある市民に対する支援

高齢者や、障がいのある人、外国にルーツを持つ人、性的マイノリティの人など、本市に住むあらゆる人が安心していきいきと暮らせるように支援します。

No.	具体的施策	内容	担当課
1	高齢者への支援	高齢であることに加え、性別により複合的に困難な状況に置かれることがないように、男女共同参画の視点を持ちながら、「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、各種サービスを提供し、豊かな高齢者の生活や社会参加を支援します。	長寿支援課
2	障がいのある人への支援	障がいがあることに加え、性別により複合的に困難な状況に置かれることがないように、男女共同参画の視点を持ちながら、「障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画」に基づき各種サービスを提供し、障がいのある人の生活や社会参加を支援します。	福祉課
3	外国にルーツを持つ人が安心して暮らせる環境づくりの推進	外国人が、性別に関わらず住みよいまちにするために、男女共同参画の視点を持って、各種国際交流事業や多文化共生事業を推進します。また、やさしい日本語によるホームページやSNS等を活用し、外国人への情報提供に努めます。	総務課
4	多様な性に関する理解促進	性的指向や性自認に関わらず、あらゆる人が偏見や差別を受けることがないように、性的マイノリティについての理解促進、差別解消に向けた啓発を行います。	人権・同和対策課

施策の方向性3 生涯にわたる健康支援

現状と課題

- 男女共同参画社会の実現のためには、市民一人ひとりが生涯にわたって健康で、安心して暮らせる環境が整備されていることが重要であり、本市では、健康を維持できる環境を整えられるよう、さまざまな取組みを行っています。
- 妊娠・出産・育児の場面では、生活の変化や心理的ストレスなどにより、女性も男性も不安定な健康状態に陥るリスクが高くなるとの指摘があり、出産、育児に関する支援は重要です。相談体制を充実させ、子どもおよび保護者の健康状態が維持できるよう支援が必要です。
- 本市では、生涯を通じた健康の維持に向けて、総合保健福祉センター「あすてらす」において、保健師や管理栄養士などによる健康相談や、出産と育児・子どもの成長に関する相談を実施しています。今後も各種相談窓口の周知とともに、内容の充実が求められています。
- 学童期（小学校）・青年期（中学校・高校）において性に関する正しい知識を身につけることは、望まない妊娠や性暴力の防止につながります。インターネットやSNS等から簡単に情報を得ることができる昨今において、正しい情報に基づいて適切な判断ができるよう、教育や啓発を続けていくことが重要です。

→市民一人ひとりが心身ともに、また社会的に良好な健康状態を維持できるように、それぞれが抱える不安に対して相談できる体制の整備、充実を図る必要があります。

→性教育を充実させ、未来を担う子どもたちが命の大切さを学び、性に関して正しい理解を得ることができるような指導が求められます。

(1) 性と生命の尊重についての啓発と支援

性と生命の尊重のため、妊産婦等への支援や児童・生徒への性教育の充実に取り組みます。

No.	具体的施策	内容	担当課
1	出産・育児に関する教育の充実	男性の育児参加を促進するため、男女共同参画の視点から妊娠や出産、育児を学ぶことができる「ようこそ赤ちゃん教室」を実施します。	健康課 (こども家庭支援課)
2	出産・育児に関する相談の充実	総合保健福祉センター「あすてらす」内での相談への対応や、妊産婦・新生児訪問による妊娠、出産、育児に関する相談への対応等、相談体制の充実を図ります。	健康課 (こども家庭支援課)
3	性教育の充実	児童・生徒が発達段階に応じて、性に関する正しい知識を身につけることができるよう、情報リテラシーの向上を図りながら学校における性教育の充実に努めます。また、乳幼児とのふれあい体験等の充実を図り、児童・生徒が命や子育ての大切さについて学ぶ取組みを推進します。	生涯学習課 学校教育課



「ようこそ赤ちゃん教室」の様子

(2) 生涯の健康を維持するための各種事業の実施

男女の身体的特徴や性差を踏まえて、生涯にわたって健康が維持できるよう各種事業を実施します。

No.	具体的施策	内容	担当課
1	健康相談の実施	市が実施する健康診断を通じて、自身の健康状態の確認や相談、適切な健康管理についての助言をすることにより、生涯にわたる健康の維持・増進を支援します。	健康課
2	男女特有のがん検診の実施	子宮頸がん・前立腺がんなど、男女の身体的特徴に起因するがん検診を実施し、がんの早期発見・早期治療につなげます。	健康課

